

ふくい若者チャレンジクラブ規約

制定 平成23年12月18日

一部改正 平成25年3月20日

一部改正 平成26年3月16日

(名称)

第1条 本会は、ふくい若者チャレンジクラブ（以下「若チャレクラブ」という。）という。

(目的)

第2条 若チャレクラブは、夢や希望を実現しようとして活発に活動する若者や新しく活動を始めたいと思っている若者を応援するとともに、福井を活性化するリーダーを育成することを目的とする。

(メンバー)

第3条 若チャレクラブは、前条の目的に賛同し活動する意欲のある18歳から35歳までの方で、県内に在住、福井県出身者または福井県にゆかりのある若者が申し出て、メンバーとなることができる。

2 若チャレクラブは、本人の申し出により退会することができる。

(事業)

第4条 若チャレクラブは、第2条の目的を達成するため、次のアからキまでの事業を行う。

ア 自主企画事業

メンバーがグループをつくり、国内外や県内で実施する事業を企画し実行

イ 人脈づくり

メンバー同士が新たな出会いと協力関係をつくる機会の提供や全国に人脈を広げる事業を実施

ウ 先輩からの学びの場を提供

全国的に活躍している講師から体験談を聴く講演会等を開催

エ 情報交換の場を提供

メンバーが活動を報告し、他のメンバーの活動報告を聴く交流会や勉強会を開催

オ 個々のグループの活動を支援

メンバーが所属するグループ同士や協力・支援団体とのコーディネートを実施

カ 情報を発信

メンバーの活動を広く周知

キ その他

第2条の目的を達成するために必要な事業

(役員の数および選任)

第5条 若チャレクラブには、以下の役員をおく。

- ア 会長 1名
- イ 副会長 3名以内
- ウ 地区役員 16名以内

(地区は、福井・坂井、奥越、丹南、嶺南の4地区とする。)

- 2 前項の役員は、第3条第1項のメンバーの中から総会において選任する。
- 3 第1項の役員のほか、若チャレクラブに顧問を置くことができる。
- 4 顧問は、会長経験者の中から、総会において選任する。

(役員役割)

第6条 役員役割は、次のアからエまでのとおりとする。

- ア 会長は、会務を総括し、若チャレクラブを代表する。
- イ 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- ウ 役員は、役員会議を構成し、規約に定める事項について審議するとともに、若チャレクラブの事業の企画・運営・助言を行う。
- エ 顧問は、若チャレクラブの運営に関する事項について、会長の諮問に応じて、助言を行う。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1事業年度とする。ただし、役員再任はこれを妨げない。

(サポーター)

第8条 第2条の目的に賛同する36歳以上の方は、役員会議の承認を得て、サポーターとなることができる。

- 2 サポーターは、第4条に定める事業を企画・運営するメンバーに対し助言を行うことができる。

(総会)

第9条 若チャレクラブの総会は、年1回以上開催する。

- 2 総会は、メンバーにより構成され、出席者をもって定足数とする。
- 3 総会は次のアからエまでの議案を審議し、出席者の過半数の賛成をもって決する。
 - ア 役員選任
 - イ 若チャレクラブの事業に関する事項
 - ウ 規約の改廃
 - エ その他、若チャレクラブの運営に必要な事項

(役員会議)

第10条 役員会議は、会長が召集し、年4回開催する。

- 2 会長は必要に応じて、臨時に役員会議を招集することができる。
- 3 役員会議は、第4条に定める事業の遂行に必要な事項ならびに第8条に定めるサポーター登録の可否について審議する。

(事務局)

第 11 条 若チャレクラブの運営に係る事務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、福井県総務部男女参画・県民活動課内に置く。

(事業年度)

第 12 条 若チャレクラブの事業年度は、当該年度の第 1 回総会から翌年度の第 1 回総会までとする。

(その他)

第 13 条 本規約に定めのない事項については、役員で協議のうえ決定する。

附則

1 この規約は平成 23 年 12 月 18 日から施行する。

2 若チャレクラブ設立時における第 5 条第 1 項の役員は別途選任する。

3 設立初年度の事業年度は、設立の日から翌年度の第 1 回総会までとする。

改正附則 (平成 25 年 3 月 20 日改正)

この改正規約は、平成 25 年 3 月 20 日から施行する。

改正附則 (平成 26 年 3 月 16 日改正)

この改正規約は、平成 26 年 3 月 16 日から施行する。